

## 「土木建築工事設計業務等委託契約書」新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(業務計画書の提出)</p> <p>第3条 受注者は、この契約を締結した日の翌日から起算して<u>14</u>日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）に設計図書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。</p>	<p>(業務計画書の提出)</p> <p>第3条 受注者は、この契約を締結した日の翌日から起算して<u>10</u>日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）に設計図書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。</p>
<p><u>(情報通信の技術を利用する方法)</u></p> <p>第58条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(契約外の事項)</p> <p>第59条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p>	<p>(契約外の事項)</p> <p>第58条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p>